地域福利増進事業の裁定手続き

事業者　　都道府県知事

1. 事業の内容について住民の意見を反映させるために必要な措置を実施（努力規定）（法第10条第5項）

詳細は5－4参照

2. 裁定申請書、添付書類を都道府県知事に提出し、土地使用権等の取得について裁定申請（法第10条第2項、第3項）

3. 関係市町村長の意見を聴取するとともに、必要があるときは関係行政機関の長の意見を請求（法第11条第2項、第3項）

詳細は5－5参照

4. 裁定申請に係る事業が要件に該当するか確認（法第11条第1項）

- 要件に該当する → 5
- 要件に該当しない → 裁定申請を却下し、その旨を事業者に通知（法第12条第1項、第3項）

5. (1)事業計画、補償金額等について土地等の権利者で異議のある者は申し出るべき旨等を公告し、裁定申請書等を縦覧（2月）（法第11条第4項）
   (2)公告をしようとするときは、あらかじめ、土地等の権利者で知れている者に対し、裁定申請があった旨を通知（法第11条第5項）

- 異議の申出があったとき → 裁定申請を却下し、その旨を事業者に通知（法第12条第2項・第3項）
- 上記の場合以外 → 6

6. 補償金の額について収用委員会に意見を聴取（法第13条第4項）

7. 土地使用権等の取得についての裁定（法第13条第1項）
   ＜裁定事項＞
   - 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積
   - 土地使用権等の始期・存続期間（最長10年）
   - 損失の補償金の額

8. 裁定した旨を公告、事業者等へ通知（法第14条）

9. 土地使用権の始期までに補償金を供託（法第17条第1項）

10. 土地使用権等の取得（法第15条）

- 事業終了 → 11
- 引き続き事業実施 → 12

11. 原状回復・返還（法第24条）

12. 存続期間延長の申請（法第19条第1項）
    ※①～⑩と同様の手続を踏むこととなるが、⑤(1)の縦覧期間は3月となる。